コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Diamond Dining Co..,Ltd.

最終更新日：2016年5月30日

株式会社ダイヤモンドダイニング
松村厚久
問合せ先：0368586080
証券コード：3073
http://www.diamond-dining.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、エンターテイメント性の高いサービスを提供する企業として、株主はもちろん、取引先、従業員、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーのさまざまな期待に応えるべく、事業活動を推進しております。
コーポレート・ガバナンスにおいても、単なる法令遵守にとどまらず、企業としての社会的責任を果たし、経営の透明性と公正性を確保することこそが、事業の安定的な持続と、ひいてはステークホルダーの皆様との共存共栄に繋がるという考えのもと、その健全な体制構築と実施に積極的に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
松村　厚久	2,558,000	35.59
株式会社松村屋	744,000	10.35
アサヒビール株式会社	345,000	48.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	176,300	2.45
日本生命保険相互会社	56,800	0.79
茶位　幸弘	56,500	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	41,100	0.57
長澤　裕司	32,400	0.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	32,200	0.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	31,600	0.44

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森田　雅也	弁護士											
中川　有司	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田　雅也	○	―――	弁護士としての見識が豊富であり、当社の論理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、取締役会の透性の向上及び監督機能の強化に資することが期待されるため、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。
中川　有司	○	―――	経営者としての幅広い経験に基づく、経営の監督並びに経営管理体制全般への高い見識によって、独立性をもって取締役の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役といたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査役と会計監査人が緊密な連携体制をとりながら、監査業務を遂行しております。具体的な連携といたしましては、通年の監査計画について協議・情報共有しているほか、必要に応じて適宜会合を開催し、内部統制の状況等についての意見交換を行い、監査の実効性並びに効率性の向上に努めております。また、定期的な情報交換を四半期ごとに行っております。
また、当社では社長直轄の内部監査室(3名)を設置しており、毎月次、監査役会において内部監査の状況について報告を受けるほか、常勤監査役は内部監査室との情報交換、連携を密にし、監査役監査の事項性並びに効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村　康裕	他の会社の出身者													
齋藤　哲男	他の会社の出身者													
石田　茂之	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村　康裕	○	―――	同氏の有する銀行等における豊富な経験、取りわけ審査・監査に関する高度な知識と経験が、業務執行機関に対しての監督機能を強化し、経営の透明性及び公正性を高めると判断したためであります。
齋藤　哲男	○	―――	同氏の有する証券取引所での経験及び他社での社外取締役、社外監査役としての経験が、

			業務執行機関に対しての監督機能を強化し、経営の透明性及び公正性を高めると判断したためであります。
石田　茂之	○	―――	同氏の有する代表取締役としての海外事業を含めた豊富な企業経営の知識と経験、また、上場企業における監査役としての経験が経営の監視・監督機能を強化し、経営の透明性及び公正性を高めると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、「ストックオプション規程」において、ストックオプションの実施には株主総会の決議を要する旨を定めております。
その意味で、当社はストックオプションを制度としては有しておりますが、現在、実施を行ってはおりません。今後、実施するに至った場合には、株主総会において議案を上程することといたします。
なお、取締役会の決議に基づく有償ストックオプションは実施しておりますが、当該有償ストックオプションは、取締役へのインセンティブ付与の性格を持つものではありません。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

上記付与対象者は、当社「ストックオプション規程」で制度の対象として列挙されている者であり、実際に実施する場合には、その条件等を規程及び法令等に従って個別に検討いたします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の平成28年度2月期における役員報酬は以下の通りです。
取締役（うち社外取締役）7名（2名） 167,400千円（4,800千円）
監査役（うち社外監査役）3名（3名） 11,700千円（11,700千円）
※平成28年2月期末人員は、取締役5名（1名）、監査役3名（3名）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、報酬限度額の範囲内で、内規に定められた方法により、各職位に応じた報酬を算定しております。
なお、取締役の報酬限度額は平成23年5月26日開催の第15回定時株主総会において年額300百万円（うち社外取締役24百万円以内）、監査役の報酬限度額は平成21年10月9日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会上程議案の事前説明を実施するなど、取締役から十分な情報提供を行っております。
更に、社外取締役又は社外監査役より要請を受けた場合は、当該取締役又は当該監査役の指名した部署がサポートにあたっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会及び監査役会を設置し、さらに執行役員制度を採用しております。取締役会は5名の取締役(うち2名が社外取締役)で構成され、監査役会は全員が社外監査役である3名の監査役により構成されております。また、執行役員は5名となっております。
当社では、これら取締役会、監査役会、執行役員が連携し、ガバナンスの確保を図っております。

【業務執行】
当社は、毎月1回の定時取締役会において経営に関する重要な意思決定を行っており、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。加えて、個別の経営課題について、取締役、執行役員及び常勤監査役が参加する経営会議を原則として毎週1回開催し、取締役会から付託された範囲において重要事項を審議・決定し、迅速な問題解決に努めております。

【監査・監督】
当社における平成28年2月期の会計監査業務は、新日本有限責任監査法人に委嘱しております。同監査法人は、監査役会及び内部監査室と緊密に連携を図りながら、監査計画の立案から期中の監査そして決算監査報告まで滞りなく実施しております。
(1)監査役
当社の監査役3名は全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役です。常勤監査役は取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類の閲覧により、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監督しております。更に店舗等の事業所の往査、本社部門のヒアリング等を行うことにより、取締役会の業務執行における法令遵守体制、重要な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、及び財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制を監視し検証しております。また、内部監査室との連携により、実務レベルにおける助言も行っております。
(2)内部監査
当社の内部監査は、業務執行部門から独立した社長直轄の組織として内部監査室(3名)を設置し、年間の監査計画に基づき当社及びグループ各社の業務の執行状況等について、適法性・妥当性・有効性の観点から監査を実施しております。
監査結果は、被監査部門に通知し、業務の改善に向けた指導・助言・勧告を行うとともに、監査役会及び会計監査人との定期的な情報共有や意見交換による連携強化を図り、内部監査の実効性を高めております。
(3)会計監査
当社は、平成28年2月期において新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。新日本有限責任監査法人からは独立監査人としての立場から財務諸表監査を受けるとともに、内部統制及び重要な会計課題に対しての指導を受けております。監査結果の報告を受けるにあたっては、内部監査室も含めて情報交換を積極的に行っております。
なお、業務執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成については以下の通りです。
・業務執行をした公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　向井　誠
指定有限責任社員　業務執行社員　宮沢　琢
・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　23名
その他　　31名
・平成28年2月期における監査報酬の内容
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬:39,710千円
上記以外の業務に基づく報酬:なし
※上記報酬額に消費税等は含まれておりません。

【取締役候補者の選定】
当社は、新任取締役候補の選定にあたっては、内規に定める以下の点を考慮しております。
(1)役員の責務について、法的及び経営的に正しく理解する力があること
(2)問題解決能力のあること
(3)全社的視点から物事を判断できること
(4)統率力のあること

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しております。
現在の社外取締役である森田雅也氏については、弁護士としての見識が豊富であり、その経歴を通じて当社の論理にとらわれない、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な意見を期待するものであります。
もう一人の社外取締役である中川有司氏は、経営者としての経験を通じて有する、経営の監督及び経営管理体制全般への高い見識に基づいた幅広い視点からの経営管理等に関する意見を期待するものであります。

また、監査役3名全員は、社外監査役であり、独立・構成・客観的な立場で業務執行を監視し、適法性に留まらず経営全般についても助言を行っております。また、監査役は会計監査人、内部監査室と連携し監査を行っており、十分な経営の監視機能を確保していると考えられます。

以上の認識により現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日ではない日程で株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会を年2回（第2四半期決算及び期末決算発表後）開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、その他適時開示書類、IRニュース等の各種情報をコーポレートサイトにて掲載しており、今後も更新頻度・内容ともにより充実させてまいります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当取締役及びIR部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「すべてのステークホルダーの期待を超越すること」を社訓としており、この方針のもと、すべてのステークホルダーに対する適時・適切な情報開示の充実を図ってまいります。
その他	当社では平成28年2月期において、管理職の定義を、本社であれば課長級以上、店舗であれば店長及び料理長とした場合、全社員923名のうち2.2%にあたる20名が女性管理職として勤務しております。 女性管理職の全社員に占める割合が相対的に低い理由としては、たとえば、管理職の対象となる年次に至る前に結婚等の諸事情で早期に退職されるといった理由から、対象のポストへの選任を断念せざるを得ないといったケースも考えられます。 なお、女性社員に限定すれば、国内女性社員175名に対し11.4%が女性管理職となっております。 当社グループでは引き続き、「女性の働きやすい環境作り」について積極的に取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

継続的な企業価値向上にはコーポレート・ガバナンスの確立が重要であり、そのためには内部統制システムの構築が不可欠であると考えております。また、内部統制システムは、環境変化に応じて不断に見直しを行い、法令遵守、業務の適正性、効率性の確保を図ることが重要であると考えております。

以上の認識に立ち、当社は内部統制システムを以下のとおり整備しております。（最終改定　平成27年4月27日）

(1)当社及び子会社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、「グループ理念」並びに「グループ行動指針」を経営の基本として策定し、当社及び子会社はその規模や特性に応じて業務運営の効率性、情報の正確性、コンプライアンス体制の整備に努めるものとする。これを実践するため、法令及び定款を遵守するとともに、コンプライアンスの確保・推進を目的として制定した「コンプライアンス規程」に基づく行動規範・企業倫理の遵守の徹底を図るものとする。また、当社及び子会社の取締役及び使用人が社会規範・倫理・法令等の遵守を継続的に率先垂範することにより、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。

・当社は、「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「コンプライアンス部会」を置き、継続的に当社及び子会社の取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を図るとともに、コンプライアンス体制の監視及び改善することを目的としてコンプライアンスに係る重要事項を審議決定することとする。

・当社は、「内部通報規程」を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを当社及び子会社の取締役及び使用人が知った場合の通報窓口を、社長直轄の内部監査室に置くものとする。また、内部監査室は、各部署における業務実施状況が法令、定款及び社内規程に準拠し適法かつ妥当であるかについて監査・検証し、コンプライアンスの実効性を高めるものとする。

・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図るものとする。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当社の所管する部署は、その保存媒体に応じて、適切かつ検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む）するものとする。 また、当該文書等については、当社の取締役及び監査役が必要に応じて常時閲覧することができるものとする。

・内部監査室は、同規程に定める当社の文書保管責任者と連携の上、文書等の保管及び管理状況を監査するものとする。

・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を報告する。また、当該文書等については、当社の取締役及び監査役が必要に応じて常時閲覧することができるものとする。

(3)当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及び子会社における損失の危険の管理については、「リスク管理規程」に基づき、当社並びに子会社の取締役及び執行役員を中心として、当社及び子会社の各本部において継続的にリスクに対する監視・把握を行い、常時リスクに対する意識を高めるものとする。

・当社は、同規程及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「リスク管理部会」を置き、継続的に当社並びに子会社の取締役及び執行役員へのリスクの管理状況の報告・検討を行い、潜在するリスクに対する情報の抽出と評価を実施することにより、予めリスク回避に努めるとともに、リスク発生時の対応等を定めるものとする。

・当社は、社内外で想定される将来リスクを分析・整理し、当社及び子会社の各部門において事前に対策を講じることにより、リスク管理体制の更なる強化を図るものとする。

(4)当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、当社及び子会社の取締役会を原則第7営業日に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに加え、経営に関する事項については、「経営会議」（当社及び子会社の取締役、執行役員、常勤監査役が参加する会議）を原則週1回開催し、当社及び子会社の取締役会から付託された範囲において会社の業務執行に関する重要事項を審議決定するものとする。

・当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、その責任者が職務権限規程・決裁権限基準に則った決定を行う体制とする。

・当社及び子会社の取締役会は当社並びに子会社の取締役、執行役員及び使用人が共有する全社目標として年度予算を策定し、当社並びに子会社の取締役及び執行役員は目標達成のために注力する。また、目標達成の進捗管理状況は、当社及び子会社の取締役会における月次報告、経営会議における適宜報告等により行い、これに伴う必要な審議及び決定を諸規程に基づき、行うこととする。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・原則として、当社の役職員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。また、当社は子会社の内部統制に関する担当部署を設置し、子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指導、助言の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。 なお、子会社に対しては、当社の内部監査室及び監査役・監査役会が直接監査できる体制とし、その報告は直接当社及び子会社の代表取締役に報告される体制とする。

・当社及び子会社間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行うこととする。また、子会社の計数管理に関しては、財務経理部門が分掌し、連結決算作成の管理監督を行うこととする。

・当社及び子会社は、当社グループの経営方針に基づき、方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行うこととする。また、当社は子会社の業務執行状況を適宜検討し、「関係会社管理規程」に基づく合議・承認事項については、適切な対応を行うこととする。

(6)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

・当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。その場合、当該使用人の任命、異動、評価等の人事権に係る事項については、当社の監査役会の意見を尊重することとし、当社の取締役からの独立性の確保に努めることとする。

・当社の監査役の職務を補助する使用人は、その職務の遂行にあたり、当社の監査役からの指示にのみ従うこととし、当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に努めることとする。また、重要事項の職務の遂行については、内部監査室等が適宜監査役を補助する体制とする。

(7)当社の監査役への報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項においては同じ。）は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うこととする。
・当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、当社及び子会社の業務又は業績に与える重要な事項について当社の監査役に報告することとし、職務遂行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告を行うこととする。
・当社の監査役は、職務の遂行に必要な情報について、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対して、常時直接説明を求めることができるものとする。
・当社グループの内部通報制度とその窓口の適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について当社の監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保するものとする。
・上記の報告をした者に対しては、当該報告を理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないこととする。また、当社グループの内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用するものとする。

(8)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社の監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、当社及び子会社の代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、当社及び子会社の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換し、代表取締役との相互認識を高めることとする。また、当社の監査役は、当社及び子会社の取締役会及び経営会議の他、意思決定の過程、執行状況の把握のために適宜部会等の会議に出席することができるものとし、必要に応じて会計監査人、内部監査室との相互に緊密に連携する体制を確保し、さらに当社の監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の有識者を活用することができる体制も整えることとする。

(9)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
・当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、当社の監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、法的対応を含め毅然と対応するものとし、当社及び子会社の役職員に対してその徹底を図るものといたします。
また、反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合には、関係を速やかに解消する取り組みを行うことといたします。
さらに、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署は管理本部とし、当社及び子会社の取締役及び執行役員を中心として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応することといたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

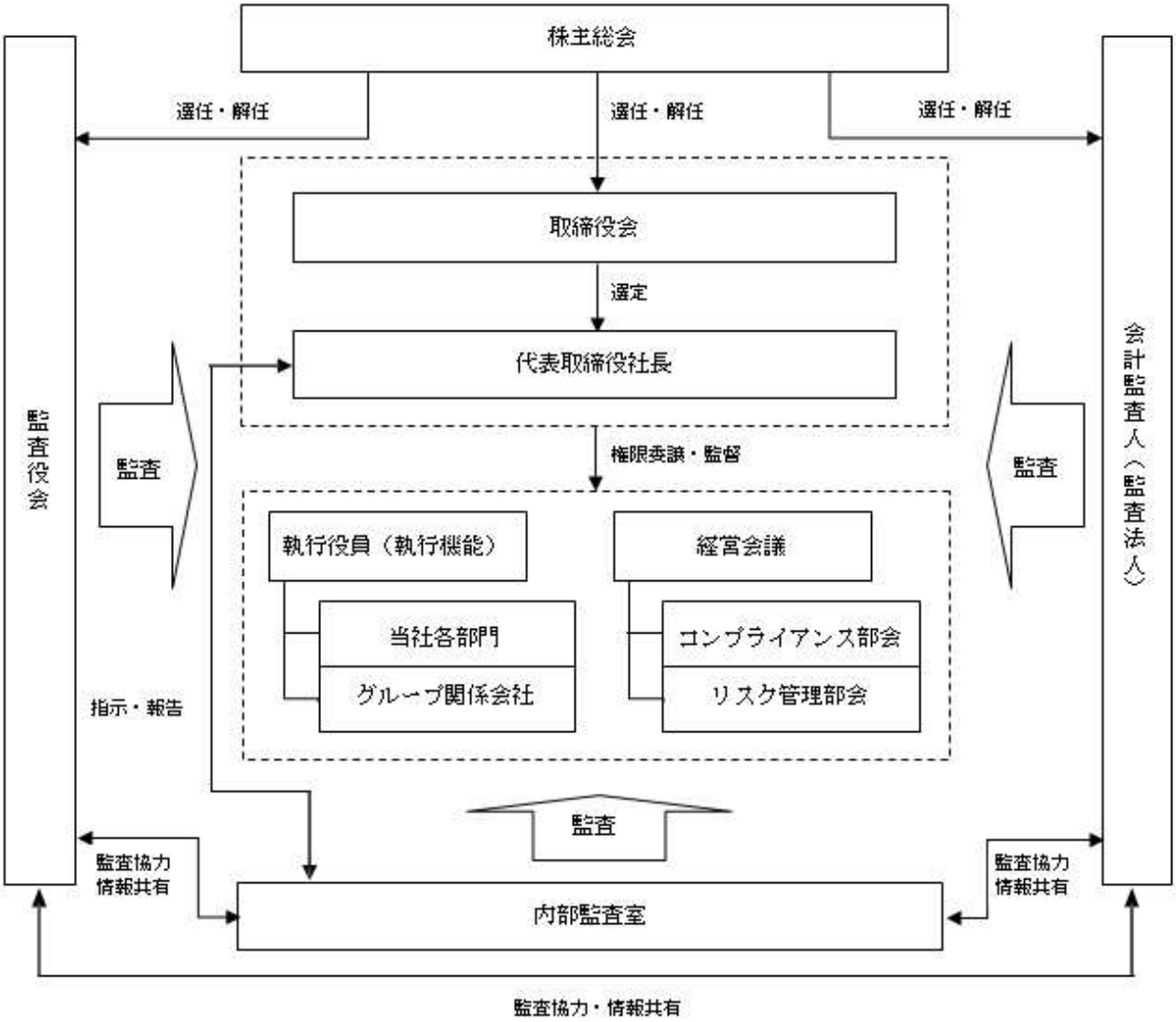
当社は、投資家の保護と信頼確保を目的として、「発生事実」の管理こそが「情報管理の真髄」であるとの理念のもと、以下のような方針及び流れによって、重要な会社情報の適時かつ適切な開示に努めております。
なお、「決定事項」及び「決算情報」については、取締役会承認後遅滞なく、適時かつ適切な開示を行っております。

(1)当社の適時開示に係る基本方針
当社は、株主・投資家の皆様をはじめとしたステークホルダーへの説明責任を果たし、信頼関係を維持・発展させるため、情報の開示を積極的に行っております。当社では、経営戦略や財務情報等の情報を適時に正確かつ公平に情報提供するため、以下の方針を決定しております。
・当社は、決定事実に関する重要な会社情報、発生事実に関する重要な会社情報及び決算に関する情報について公正かつ適時・適切に開示いたします。
・当社は金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所が定める開示規則及びその他法令を遵守いたします。
・当社への理解を深めていただくため、インターネット等を活用し積極的に情報開示に努めます。

(2)情報開示の手続について
1)決定事実に関する情報の開示
決定事実に関する重要な会社情報については、原則として定時取締役会または臨時取締役会で承認後、情報取扱責任者において適時開示の必要性を検討し、開示が必要となる場合は速やかに開示手続をとります。

2)発生事実に関する情報の開示
発生事実に関する重要な会社情報については、当該事実の発生部署もしくはその重要事実を認識した取締役及び使用人から情報開示を担当する情報取扱責任者に速やかに報告される体制となっております。情報取扱責任者にて開示の必要性を検討し、取締役会に報告し、開示が必要となる場合は速やかに開示手続をとります。

3)決算に関する情報の開示
決算に関する情報については、決定事実に関する情報の開示と同様、定時取締役会または臨時取締役会の承認をもって開示手続をとります。
なお、業績予想の修正等に関する情報の開示については、発生事実に関する情報の開示と同様の手順により、迅速な情報開示を行います。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
選定
代表取締役社長
監査役会
監査
権限委譲・監督
監査
会計監査人（監査法人）
執行役員（執行機能）
経営会議
当社各部門
グループ関係会社
コンプライアンス部会
リスク管理部会
指示・報告
監査
監査協力
情報共有
監査協力
情報共有
内部監査室
監査協力・情報共有